(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。なお、配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

②　電気工事

(ｱ)　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者）に合格した者）

・１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

(ｲ)　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷②に掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ただし、共同企業体にあっては、１者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また配置技術者で対象とする工事種目全ての施工経験を満たす者がいない場合は、監理技術者又は主任技術者とは別に満たされない工事種目の施工経験を有する技術者を配置できること。

(ｳ)　上記①(ｳ)に同じ。

③　管工事

(ｱ)　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門若しくは衛生工学部門に係るものに合格した者。）、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士（機械部門（選択科目を、「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）

・１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

(ｲ)　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷③に掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ただし、共同企業体にあっては、１者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また配置技術者で対象とする工事種目全ての施工経験を満たす者がいない場合は、監理技術者又は主任技術者とは別に満たされない工事種目の施工経験を有する技術者を配置できること。

(ｳ)　上記①(ｳ)に同じ。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑿　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の(ｲ)、(ﾛ)の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求条件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ｲ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ﾛ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①及び②、③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高50点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①及び②、③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による）。

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画【各12点×３項目＝36点満点】

(ｲ)　建物及び設備の高効率・長寿命化

(ﾛ)　工事期間中の周辺環境（近隣及び既存施設等）への配慮

(ﾊ)　高度な研究環境の性能維持

②　工事全般の施工計画【10点満点】

③　企業の信頼性・社会性（ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する認定状況）【４点満点】

④　企業の施工体制【各15点×２項目＝30点満点】

(ｲ)　品質確保の実効性

(ﾛ)　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒305―0047 茨城県つくば市千現一丁目２番地１　国立研究開発法人物質・材料研究機構　総務部門調達室　西本　健司　電話029―859―2395　ＦＡＸ029―859―2092

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成29年５月29日（月）から平成29年６月16日（金）まで、上記⑴の場所にて交付する。

⑶　入札参加資格確認資料の受領期限、提出場所及び方法　平成29年６月19日（月）17時00分までに、紙及びＣＤ―Ｒにて上記⑴に持参すること。（郵送及び電送によるものは認めない。）

⑷　技術提案書の受領期限、提出場所及び方法　平成29年７月18日（火）16時30分までに、紙及びＣＤ―Ｒにて上記⑴に持参すること。（郵送及び電送によるものは認めない。）

⑸　入札及び開札の日時、場所、提出方法

①　入札書は平成29年９月13日（水）17時00分までに、上記⑴に持参すること。郵送の場合は、平成29年９月13日（水）16時30分必着とし、送付記録の残る方法をとること。

②　入札に参加する場合には、契約担当役より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しをあわせて提出すること。

③　開札は、平成29年９月14日（木）14時00分　物質・材料研究機構千現地区研究本館第２会議室で行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金　免除

⑶　契約保証金　納付

契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。